

広島市立大学副学長規程

平成22年4月1日

規 程 第 36 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学組織規則（平成22年公立大学法人広島市立大学規則第1号）第6条第3項の規定に基づき、広島市立大学副学長（以下「副学長」という。）の職務に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 副学長は、広島市立大学長（以下「学長」という。）を補佐し、全学的な重要事項についての企画・立案及び学部、研究科、研究所及び附属施設・センター並びに常設委員会等との連絡調整等を行うとともに、学長の命を受けて校務をつかさどる。

(員数及び職務分担)

第3条 副学長は、2人とする。

2 副学長の職務分担は、学術研究、社会貢献等を担当する者（学術・社会貢献担当）と、教育、学生支援等を担当する者（教育・学生支援担当）に分ける。

(選考及び任命の方法)

第4条 副学長は、本学の専任の教授のうちから、学長の選考に基づき、公立大学法人広島市立大学理事長（以下「理事長」という。）が任命する。

2 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合に副学長候補者の選考を行う。

- (1) 副学長の任期が満了するとき。
- (2) 副学長の辞任の申出を理事長が承認したとき。
- (3) 副学長が欠員となったとき。

3 副学長は、学部長、研究科長及び研究所長を兼ねることができない。

(学長の職務代理)

第5条 学長がその職務を行うことができないときは、副学長が、その職務を代理する。

2 学長の職務代理を置く必要がある場合は、副学長のうちから学長が指名する。

(任期)

第6条 副学長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の副学長の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、副学長の任期は、学長の任期の終期を超えないものとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、副学長に関し必要な事項は、理事会の議に基づき理事長が定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和6年6月28日から施行する。
- 2 施行の日に現に副学長である者については、その任命の日から改正後の第4条第3項の規定が適用されたものとみなす。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。